平成 20 年 6 月 5 日

神奈川県教育委員会 委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会 会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて(答申)

平成 19 年 11 月 13 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件(その 3 ~その 1 3) (諮問第 4 0 0 号~第 4 1 0 号) について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、別表の対象文書欄に記載の行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、別表の請求 年月日欄に記載の各日付けで、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」と いう。)に対して、同表の対象文書欄に記載の各行政文書(以下「本件行政 文書」という。)について、行政文書の公開請求(以下「本件請求」とい う。)をした。
- (2)本件請求に対し、教育委員会は、別表の決定年月日欄に記載の各日付けで、 本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定(以下「本件処分」とい う。)をした。
- (3) 不服申立人は、別表の不服申立て年月日欄に記載の各日付けで、教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 各諮問案件に係る特定の状況(以下「本件状況」という。)は、職員の懲戒又は分限に係る重要な事故であり、明文化された行政文書が当然作成されなければならないものである。作成されていなければ、すべて隠ぺい行為である。
- (2) 諮問第409号に係る本件行政文書が存在しなければ、特定の県立高校 (以下「本件高校」という。)の校長(以下「本件校長」という。)が教職 員課に提出した文書は作成できないはずであるから、存在しないことは筋が 通らない。
- (3) 諮問第410号については、電気代使用料の支出命令書等が存在するはずである。
- (4) 本件処分後に作成したものでもよいので、公開を求める。

- (5) 公開されない場合には、管理者等の懲戒処分を求める。
- 4 実施機関(県立高等学校)の説明要旨

実施機関は、別表の非公開理由欄に記載の理由により、文書不存在による公開拒否決定を行った。

5 審査会の判断理由

(1)審査会における審査方法

当審査会は、本答申に係る別表記載の11件の諮問案件(以下「本諮問案件」という。)を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

なお、本件行政文書の内容、本件処分の内容、不服申立ての理由等の類似性を踏まえ、併合して調査審議した。

- (2) 本件行政文書の存否について
 - ア 諮問第400号に係る本件行政文書(以下「400号文書」という。) について
 - 400号文書は、本件高校の事業上のごみと個人ごみの処理方法を明確 にした文書であり、不服申立人は、400号文書は作成されなければなら ないと主張している。
 - 一方、実施機関は、本件高校におけるごみの処理の仕方について、現在様々な方法を検討し、試行している段階であるので、400号文書は作成していないと説明しており、この説明に反する特段の事情は認められないことから、400号文書は作成していないとの実施機関の説明は、納得できる。
 - イ 諮問第401号に係る本件行政文書(以下「401号文書」という。) について
 - 401号文書は、行政文書公開請求書(以下「請求書」という。)に記載された特定の件に関して、本件校長が公務災害認定機関にその事実があった旨の文書を送付しない理由に係る文書であり、不服申立人は、401

号文書は作成されなければならないと主張している。

一方、実施機関は、請求書に記載された件に係る本件状況について、事 実と認定し得る要件に乏しく、公務災害認定機関に文書を送付しない理由 に係る文書を作成していないことから、401号文書は存在しないと説明 している。

何らかの特定の状況を事実と認定するか否かは、教育委員会が判断する ものであると考える。したがって、諮問第401号に係る本件状況につい て事実と認定していないことから、401号文書を作成していないとの実 施機関の説明に不合理な点は認められない。

ウ 諮問第402号に係る本件行政文書(以下「402号文書」という。) について

402号文書は、ISO14001に関して本件校長が教育委員会に提出した文書(以下「提出文書」という。)に係る事故報告書等の行政文書及び提出文書を修正して教育委員会に再提出した文書であり、不服申立人は、提出文書の内容と事実とが異なる点を数点挙げ、提出文書は偽造文書であると主張している。

一方、実施機関は、提出文書について偽造文書とは考えておらず、40 2号文書を作成する必要はないと判断したため、402号文書は存在しないと説明している。

何らかの特定の状況に関して、事故報告書等を作成するか否か、又は文書を修正の上、再提出するか否かは、教育委員会が判断するものであると考える。したがって、402号文書を作成する必要がないと判断している以上、402号文書は存在しないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

エ 諮問第403号に係る本件行政文書(以下「403号文書」という。) について

403号文書は、請求書に記載された特定の件に係る事故報告書等の行政文書であり、不服申立人は、請求書に記載した件は職務専念義務違反等であると主張している。

一方、実施機関は、請求書に記載された件に係る本件状況について、事

故とは判断していないことから、403号文書は作成していないと説明している。

何らかの特定の状況が事故に当たるか否かは、教育委員会が判断するものであると考える。したがって、諮問第403号に係る本件状況について事故と判断していない以上、403号文書は作成していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

オ 諮問第404号に係る本件行政文書(以下「404号文書」という。) について

404号文書は、本件高校の技能員室にクーラー等を設置しない理由又は設置できない理由を記載した文書であり、不服申立人は、404号文書が存在しないことは差別であって、実施機関には説明責任があると主張している。

一方、実施機関は、県費によるクーラー等の設置に係る設置基準等の定めはなく、教育委員会の判断により各学校に設置されるものであること、また、寄贈されたクーラー等の設置については、校長が教育的見地から認めているものであって、404号文書は作成していないと説明しており、この説明に反する特段の事情は認められないことから、404号文書は作成していないとの実施機関の説明は、納得できる。

カ 諮問第405号に係る本件行政文書(以下「405号文書」という。) について

405号文書は、特定日前後に本件高校の副校長が作成した事故報告書の案であり、不服申立人は、405号文書は作成されていなければならないと主張している。

一方、実施機関は、405号文書は本件高校の副校長が当初作成した、 起案を行う前の構想段階の案であり、その後上書きする形で加筆・修正し、 メモ及び経過報告書として教職員課に提出したため、405号文書は既に 存在しないと説明しており、この説明に反する特段の事情は認められない ことから、405号文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

キ 諮問第406号に係る本件行政文書(以下「406号文書」という。) について

406号文書は、本件高校内の特定のエアコン等(以下「エアコン等」 という。)の設置及び運用に関して、本件校長が教育委員会に提出した事 故報告書等の行政文書であり、不服申立人は、エアコン等の設置及び運用 は、事情がなければ事故に当たると主張している。

一方、実施機関は、エアコン等はいずれも寄贈されたもので、校長が教育的見地から設置及び運用を認めているものであり、事故とは判断していないため、406号文書は作成していないと説明している。

何らかの特定の状況が事故に当たるか否かは、教育委員会が判断するものであると考える。したがって、諮問第406号に係る本件状況について事故と判断していない以上、406号文書は作成していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

ク 諮問第407号に係る本件行政文書(以下「407号文書」という。) について

407号文書は、請求書に記載された複数の件について、本件校長等が 労働基準監督署等に提出した書類であり、不服申立人は、407号文書が 存在しないこと自体が事実の隠ぺい行為であると主張している。

一方、実施機関は、請求書に記載された件のうち、一部の件については 既に手続を進めていることから、労働基準監督署等に書類を提出するに至 らないものと判断し、407号文書は作成していないと説明しており、こ の説明に反する特段の事情は認められないことから、407号文書は存在 しないとの実施機関の説明は、納得できる。

また、実施機関は、請求書に記載された件のうち、その他の件について は事実として認定していないため、労働基準監督署等に書類を提出するに 至らないものと判断し、407号文書は作成していないと説明している。

何らかの特定の状況を事実と認定するか否かは、教育委員会が判断する ものであると考える。したがって、諮問第407号に係る本件状況につい て事実と認定していないことから、407号文書は作成していないとの実 施機関の説明に不合理な点は認められない。

ケ 諮問第408号に係る本件行政文書(以下「408号文書」という。) について 408号文書は、本件高校の前校長が自宅へ持ち帰った自作品(以下「前校長自作品」という。)の材料費及び電気代使用料が公費か自費かを明確にした書類又は前校長自作品に係る調査結果を明らかにした書面であり、不服申立人は、408号文書は作成されていなければならないと主張している。

一方、実施機関は、前校長自作品は本件高校以外の場所で作成され、その後、本件高校において教材として用いられたものであって、前校長自作品の作成に係る材料費及び電気代使用料に関する文書として提示できるものは存在しないと説明しており、この説明に反する特段の事情は認められないことから、前校長自作品の材料費及び電気代使用料が公費か自費かを明確にした書類は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

また、実施機関は、前校長自作品については調査を要する案件ではない と判断しているため、前校長自作品に係る調査結果を明らかにした書面は 存在しないと説明している。

実施機関が、諮問第408号に係る本件状況について調査を要する案件ではないと判断している以上、前校長自作品に係る調査結果を明らかにした書面は存在しないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

コ 諮問第409号に係る本件行政文書(以下「409号文書」という。) について

409号文書は、本件高校で特定の教員が作成した作品(以下「教員自作品」という。)の個数及び本件高校内に保管されている教員自作品の総数が分かる文書であり、不服申立人は、本件校長が教職員課に対して、教員自作品に係る不正はなかった旨の文書を提出しているのであるから、作成者別の作品の個数が把握できているはずであって、409号文書が存在しないことは筋が通らない旨主張している。

一方、実施機関は、教員自作品に関して、不正がないと断定しているのではなく、不正があると断定できなかったものであり、また、教員自作品の正確な数を記載した文書は作成していないので、409号文書は存在しないと説明しており、この説明に反する特段の事情は認められないことから、409号文書は作成していないとの実施機関の説明は、納得できる。

サ 諮問第410号に係る本件行政文書(以下「410号文書」という。) について

410号文書は、本件高校の校長室にある特定の教員が作成した作品 (以下「校長室所在作品」という。)に係る材料費及び電気代の出所を明確にした書面であり、不服申立人は、本件校長が材料費に係る不正はない旨の報告書を教育委員会に提出しているのであるから、材料費に係る領収書が存在するものと考えられ、また、校長室所在作品を受け取った月又は作成した月の電気代使用料の支出命令書等の公開を求める旨主張している。

一方、実施機関は、校長室所在作品の材料費について、他の作品等の材料費と明確に区別することはできず、また、電気代についても、電気代使用料の支出命令書等の関係書類は保存しているが、特定の用途に係る電気代使用料は把握していないので、410号文書は存在しないと説明しており、この説明に反する特段の事情は認められないことから、410号文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

(3) その他

ア 不服申立人は、本件処分後に作成したものでもよいので公開を求める旨主張している。しかし、情報公開制度の趣旨にかんがみると、行政文書が存在するか否かは公開請求された時点で判断すべきであり、また、本諮問案件については、請求時点で対象文書が存在しなかったことに関する実施機関の説明は納得できることから、前記3(4)の不服申立人の主張は採ることができない。

イ 当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定についてなされた行政 不服審査法に基づく不服申立てに対する決定等を実施機関が行うに際して の意見を求められているものであり、前記3(5)の不服申立人の主張に ついては、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

| 諮問番号 | 件 | 名 | 請求年月日 | 対象文書 (概要) | 決定年月日 | 非公開理由 | 不服申立で年月日 (異議申立書記載年月日) |
|------|-------------------------|-----|------------|---|------------|---|--------------------------|
| 400 | 特定の県立る文書不存(その3) | | 平成19年9月28日 | 特定高校における事業上のごみと個人ごみの処 理方法を明確に区分した書類 | 亚出10年10月5日 | 校長としては、ごみの分別方法については現在様々な方途を検討し、試行しているところであり、情報公開請求収受時点において、請求内容に該当する文書は作成していない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月16日 |
| 401 | 特定の県立る文書不存(その4) | | 平成19年9月28日 | 特定教諭が行った不当介入及び個人情報保護条例違反、パワハラについて、校長が公務災害認 定機関にその事実があった旨の文書を送付しな い理由に係る文書 | 平成19年10月5日 | 校長としては、請求者から公開請求で求められている件については、いずれも情報公開請求収受時点では事実と認定しうる要件に乏しく、公務災害認定機関に公務災害認定申請を行うには至らないと判断したため、請求内容に該当する文書は作成していない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月16日 |
| | 特定の県立る文書不存(その5) | | 平成19年9月25日 | ISO14001の取組みに関し、公文書偽造を行った件に係る教育委員会に提出した事故報告書等の行政文書及び修正し教育委員会に再提出した行政文書 | 亚出10年10月0日 | 校長としては、請求者から公開請求で求められている件については、 IS014001について毎年度、最善を尽くして取り組んでいるところであり、 情報公開請求収受時点においては、請求内容に該当する文書を作成する必 要はないと判断した。したがって、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月15日 |
| 403 | 特定の県立る文書不存(その6) | | 平成19年10月2日 | お誕生会を行った件について校長が教育委員会 に提出した事故報告書等の行政文書 | 平成19年10月9日 | 校長としては、請求者から公開請求で求められている件については、情報 公開請求収受時点において事故とは判断しておらず、文書は作成していな い。したがって、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月15日 |
| 404 | 特定の県立る文書不存(その7) | | 平成19年9月28日 | 技能員室にクーラーを設置しない理由あるいは できない理由に係る文書 | | 校長としては、請求者から公開請求で求められている件については、情報 公開請求収受時点において、理由を記した文書は存在しない。したがっ て、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月16日 |
| 405 | 特定の県立 る文書不存 (その8) | | 平成19年9月26日 | 特定日前後に副校長が作成した事故報告書の (案) | 亚라10年10日0日 | 校長としては、請求者から公開請求で求められている件について、当初作成した文書はその後、加筆・修正されて、昨年5月30日、6月1日付けの「メモ」及び7月6日付けの「経過報告書」として教職員課に提出されたものであり(この「メモ」及び「経過報告書」はすでに請求者に一部公開されている)、当初作成した文書は既に存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月16日 |
| 406 | 特定の県立 る文書不存 (その9) | | 平成19年9月25日 | エアコン等の設置・運用に関して、校長が教育 委員会へ提出した事故報告書等の行政文書 | 平成19年10月9日 | 校長としては、請求者から公開請求で求められている件について、校長が 教育的見地から校内での設置・運用を認めているものであり、情報公開請 求収受時点において事故と判断しておらず、文書は作成してしない。した がって、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月16日 |
| 407 | 特定の県立る文書不存(その10 | 在の件 | 平成19年9月26日 | 時間外手当不払い、人事評価開示に関する協約 違反、不当な妨げを行った教員について、特定 の労働組合及び特定の労働基準監督署に提出し た書類 | 平成19年10月9日 | 校長としては、請求者から公開請求で求められている諸件について、時間 外手当や人事評価開示の件については既に請求者に説明しており、また、 不当な妨げについては、情報公開請求収受時点において、事実として判断 するに至っていないため、請求内容に該当する書類は作成しておらず、提 出もしていない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月16日 |

別表

| 408 | 特定の県立高校に係 る文書不存在の件 (その11) | 平成19年9月28日 | 前校長が持ち帰った大鉢の材料費、電気代使用 料を明確にした書類ないし調査結果書面 | 平成19年10月9日 | 校長としては、請求者から公開請求で求められている件について、前校長 在職時における請求内容に関する材料費や電気代使用料のみを明確にした 書類等については全く提示できるものは存在せず、現時点でも調査する案 件ではないと判断している。したがって、文書不存在による公開拒否とし た。 | 平成19年10月16日 |
|-----|---------------------------------|------------|--|------------|---|-------------|
| 409 | 特定の県立高校に係 る文書不存在の件 (その12) | 平成19年9月26日 | 陶芸窯で焼いた特定職員自作品の個数及び校内 に保管されている総作品数に係る文書 | 亚战10年10月0日 | 校長としては、請求者から公開請求で求められている件について、当該の 美術科教員がそのような文書を作成していないので、情報公開請求収受時 点において、公開できるものは存在しないと判断した。したがって、文書 不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月16日 |
| 410 | 特定の県立高校に係 る文書不存在の件 (その13) | 平成19年9月28日 | 校長室にある特定教員が作製した焼き物の材料 費・電気代の出所が明確になっている書面 | 平成19年10月9日 | 校長としては、請求者から公開請求で求められている件について、この焼き物は平成16から18年ごろの作品5点であり、その際の材料費について他の作品等と明確に区別することはできず、また電気代についてもある特定の用途に使われた部分のみを取り出して公開することはできない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月16日 |

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 | 理 | 内 | 容 | |
|------------------------|------------------------|---------|----------------|--------|--|
| 平成19年11月16日 | 〇 諮問受理 | | | | |
| 12月12日 | ○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求 | | | | |
| 平成20年1月15日 (第71回部会) | 〇 審議 | | | | |
| 1月16日 | ○ 実施機関か | ら非公開等 | 等 理由説明書 | 書を受理 | |
| 1 月 22 日 | ○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付 | | | | |
| 2月5日 | | | | | |
| (第72回部会) | ○審議 | | | | |
| 3月21日 | | | | | |
| (第73回部会) | ○ 審議 | | | | |
| 4 📙 1 5 🖂 | 〇 指名委員に | より実施 | 機関の職員 | から非公開等 | |
| 4月15日 | 理由説明を聊 | | | | |
| 4月22日 | ○ 虚锉 | | | | |
| (第74回部会) | ○ 審議 | | | | |
| 5月20日 | ○ 審議 | | | | |
| (第75回部会) | ○ 笛哦 | | | | |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 | 名 | 現 職 | | 備 考 |
|-----|-----|------------|-------|----------------|
| 金子 | 正史 | 同 志 社 大 学 | 教 授 | 会長職務代理者 |
| 沢藤 | 達夫 | 弁護士 (横浜弁護士 | 上 会) | |
| 鈴木 | 敏 子 | 横浜国立大学 | 教授 | 部 会 員 |
| 玉 巻 | 弘 光 | 東海大学 | 数 授 | 部 会 員 |
| 辻 山 | 栄 子 | 早稲田大学 | 教 授 | |
| 東 | 玲 子 | 弁護士 (横浜弁護: | 士会) | 部 会 員 |
| 堀 部 | 政 男 | 一橋大学名誉 | 教 授 | 会 (部会長を兼ねる) |

(平成20年6月5日現在) (五十音順)